

令和3年2月12日（金曜日）

南三陸町議会全員協議会

## 南三陸町議会全員協議会

令和3年2月12日（金曜日）

### 応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

### 出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

### 欠席議員（なし）

### 事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野寛和

---

期日 令和3年2月12日（金）

場所 南三陸町役場議場

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 事件 議会の委任による専決処分事項について
- 4 その他
- 5 閉会

## 南三陸町議会全員協議会の会議の概要

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。ただいまより南三陸町議会全員協議会を開会いたします。本日の全員協議会は議会の委任による専決処分事項の指定について検討するため開催するものであります。本日の会議の進め方ですが、各項目ごとに検討を進め、必要に応じて事務局の説明を受けながら方針を決定してまいりたいと思います。なお、方針が決定した事項については、3月定例会に議案として上程する予定ですが、方針が定まらない事項については継続して検討し、結果に応じて追加指定により対応してまいりたいと思います。このように進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。それではそのように進めさせていただきます。さっそく会議に入りたいと思います。議会の委任による専決処分事項についてを議題といたします。

まず、「1、地方自治法第96条第1項第1号関連の①」について、原案のまま認める、内容を修正して認める、認めないといった御意見を伺います。意見がまとまらない場合には、継続して検討してまいります。なお、疑問点などがあれば、質疑も併せて行ってください。それでは、局長のほうから①を朗読させます。

○事務局長（男澤知樹君） おはようございます。お配りしておりますレジュメ1枚めくっていただきまして、まず①の部分でございます。地方自治法第96条第1項第1号関連、①法令の改廃に伴い関係する条例における引用条項等に關し整理するための当該条例の改正又は廃止に関することについての御検討でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） それでは皆さん方から①についての御意見を伺います。後藤伸太郎議員。

○5番（後藤伸太郎君） 私は原案どおり決定してよろしいかなと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。千葉伸孝議員。

○4番（千葉伸孝君） この1の中に日切れの扱いですかね、予算（「日切れはまだ入りません②ですから」との声あり）分かりました。通年議会を始めた中で議員が集まる機会というのはいくらでもつくれるのかなと、いつでも招集するっていうことはできると思うので、もうちょっとこの件に関しては、議論すべきだと私は思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。高橋兼次議員。

○10番（高橋兼次君） 確認したいです。条項等について整理するということですが、上

位法の改正で条例をあわせるということであって、字句の修正その辺も入るんですかね。そういう整理もやるんですかね。

○議長（三浦清人君）　局長。

○事務局長（男澤知樹君）　まず引用条項これは国の法律、法令あとは例えば総務省令、そういう法令の第何条と、例えば第3条とかというのを引用している場合があるわけですよ。それが国の法律が変わって内容は変わっていないんだけれども第4条になったとか、そういうことです。加えて法律の名称が変わったということがあった場合は轻易じゃないかと。高橋委員がおっしゃられていた字句、一文字二文字変わっただけで解釈が変わったりもしますので、字句については入らないと、含めないと、あくまでも内容が変わっていない条ずれとかといったものであった場合ということで確認はさせていただいております。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次議員。

○10番（高橋兼次君）　内容が変わるような字句の修正ではなくて、よくありますよね。そういう意味合いなんですよ。そういうことからすると、この専決にあたっては轻易な事項これ当たるんではないかなと考えがあるんですがね。これは議論してもしなくても変えなければいけないのであれば、これスムーズに進めるためにも、これは認めてもよろしいような気もするんですね。その辺、字句の修正の内容を細かく。

○議長（三浦清人君）　局長。

○事務局長（男澤知樹君）　当局とは、先ほど私申したように条ずれとか法律の名称が変わった場合で、全く内容が変わらない場合ということで、当局からの依頼は確認をしております。高橋議員からはそれは分かったんだけれども、等の部分で「てにをは」とか、字句が変わっても内容が変わらない場合があると、そういう部分も含ましめていいんじゃないのかというお話でございます。本件につきましては、議員提案ということで何も当局の依頼をそのまま認めるかどうかに加えて、さらにこういった部分を含めていいのかどうかということも、この全員協議会の中で議論することについては、なんら妨げられるものではないのかなと思っております。あとは議長のさばき方ということになります。

○議長（三浦清人君）　修正して認めるという内容もありますので、そこはこれくらいならとかあるわけですから、これは認めるけれどもこれではだめですよと一言付け加えるとかね。修正するとかして認めるというようなやり方もあるということです。（「いいですか」の声あり）何回でもどうぞ。高橋兼次議員。

○10番（高橋兼次君）　これはその要は、意味がずれるというか条例の意味から逸脱するという

か変わっていく場合によっては、それは修正しなければいけないけれども、別に意味が変わらないのであれば、修正したってかまわない気がするんですけどもね。

○議長（三浦清人君） そのとおりです。であれば認めてもいいということですか。（「内容が変わらなければ」の声あり）内容が変わらなければね。ほかにありますか。ないということは認めるということで解釈してよろしいですかね。私の解釈は。それでは、1の①については認めると。ただし内容が、中身が変わらなければと、条ずれとか何かであればということですね。そういうことで認めることがよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、そういうことにいたします。

次に②、日切れ扱いのほう。事務局長。

○事務局長（男澤知樹君） 読ませていただきます。②日切れ扱いの地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴う必要な条例の改正に関する検討でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 日切れ扱いの地方税法、毎年あるわけすけれども、これについて認めるとか認めないかと。認めるというかというか皆さんの御意見をお聞かせください。千葉伸孝議員。

○4番（千葉伸孝君） いろんな資料読んでいるんですが、なかなか理解できない部分も多々あって、日切れのこの部分なんですけれども、年度末に政府のほうで税制が改正になって、こういった形になりましたということを4月からの予算執行にあたって、その前に税収の納付を含めて、そういう形の中で専決でもって、この日切れの法案を国会で決められたことを専決でもって町が行うということなんでしょうけれども、事前にこういった税制の改正に関しては、国のほうの動きというのも町のほうである程度把握されているのかなと思うので、この辺を含めて町のほうでこういった動きがありますってことで専決にしないで一回議会を開いてこういった方向に政府は今あると、これについて皆さんの意見はどうですかということで議会を開くことも私は必要かと思うんですけども、その辺の判断はというのはどうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 判断どうなんでしょうと。私の見解をお話すればいいのかどうか。国会審議決定はぎりぎりではないかと思います。1日前とか2日前とか。決定されたことを事務次官か誰か分かりませんが、担当職員が公布を出すわけですよね。その公布の月日が3月30日になるのか、31日になるのかわかりません。我が町では公布になった日、要するにネットで見るわけです。文書が来るわけです。ファックスが流れてくるのかな。それでもって決定

という解釈しているわけです。その前に事前に内閣府より閣議決定されたと、その文書がもう一週間以上前に来るのかな、10日前に来るのかな。閣議決定されたそれに基づいて各市町村では進めてくださいという案内というか文書が来ているわけです。それでやる市町村もあります。ですから、この間の公務員のボーナスのカットの件も5月30日ですかぎりぎり、6月…。それで、その閣議決定された文書に基づいて議会を開いている市町村もあると。しかし我が町では、国会の成立に基づいて公布されないとできないということで長年ずっとやつてきた経緯があるわけです。そこをまず分かってもらってね。局長の方から。

○事務局長（男澤知樹君）　この間の給与法案の取扱いについては議長が申し述べたとおりでございます。この②の日切れ扱いの地方税法等の云々ということについて、他の県内の通年議会を導入している自治体においては全てこれを専決の指定しております。これはですね、地方税法の改正というのが、よく年度末ぎりぎり、いわゆる日切れですね。3月31日にならないと国会で成立して公布されない。される時期が3月31日とぎりぎりになってしまふということがあるので、そうした時に通年会期を導入していない自治体は結局、179条いとまがないからという形で専決処分を南三陸町もこれまでしてまいりました。ただ、招集するいとまがないからということでございまして、通年会期を導入した場合は招集権はそもそも町長に結果なくなるわけでございまして、招集するいとまがないから専決するという理屈が使えなくなると。3月31日に議会を開くんですか、やるんですかということになるわけでございます。そうした時にこれを指定しておかないと様々な行政的な議会を含めた動き3月31日の夜中とかに来るんですかと。現実問題として夜中に議員さん16人来るんですかという話になりかねないと、夜中まで当局が待っていて公布されるかどうかを確認しなければならないのかという部分になりかねないということなので、そこはいろんな知恵出しあった中から多くの自治体では、国の法律に基づいて、結局基づかないとできない部分なので、基づいてやるんだからと政策的な条例は政策判断なんですけれども、政策的な余地がこれまでも含めて限りなく、入る余地は少ないだろうという意味で轻易だということに理解をして専決に指定しているということなのかなと。参考までに地方税法につきましては、法律の公布がたぶん閣議決定されるであろうでやることは非常に不適当だと。あくまでも国の法律が成立した後でないとまずいというものだと理解をしております。人勧とかの部分につきましては、議長が申したように閣議決定、だいぶ前に人事院勧告が出て閣議で決定されて法律の成立がぎりぎりになつたとしても、あくまでも地方公務員の自治体の給料については法律上絶対、国の給料表と全くイコールでなければいけないという規定はどこにもないという中で閣議決定までされた段

階で自治体においては議会に上げるという動きが多くこの間ございました。ただ、南三陸町の考えとしては、あくまでも法律ということにこだわったということが、この間のことでございました。私からは以上でございます。

○議長（三浦清人君） 中身分かりましたか。内容ね。いいですよ、疑問な点があればそういう質疑も含めて。千葉伸孝議員。

○4番（千葉伸孝君） 事務局の今の説明でだいたい分かったんですが、とりあえず議会も議会改革と称して通年議会、通年会期に取り組んで、行政にもこれまでの形から町民または議会に対して、もっと意見を聞くという耳を行政に私は持ってもらいたいという意味から今のような質問をしました。町にはその辺をできるかできないかだけじゃなくて、これは議会に上げて検討したほうがいいというようなこれからの新しい行政の形その辺も改革していく次期に来ているんではないかと思いますので、そういう意味合いで質問をさせていただきました。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。星喜美男議員。

○11番（星 喜美男君） つまり、この間の公務員給与の件は特殊な件であります、この日切れというのは毎年度のように必ず来るものであります、やはりこれは提案のとおり、このまま取り入れるべきだと私は思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 極論というか通年議会をするわけですから、専決は基本的に認めないというのが考え方であるべきかなと思うんです。その陰には議会の活性化、あるいは私からはじめに各位の資質の向上さまざま議論を多くすることによって影響は大になるのではないかとそんな考えがあります。②の日切れ扱いについて、星議員から出たんですが、この前ですね、いつだったかな、一昨年前かな。さっき議長が言ったように内閣府からの事前の通達があると、たぶんそういうことだったのであろうと思いますけれどもね。事前に議案に上げてやっているわけですよ。審議をね。まだ国会では決まっていないんですよ。こういうのが1件あったんです。それで、その際に質問しまして、これが国会で否決にならうなるんだと言ったの。そうしたら、その時はその時でやめますという話になったの。そういうやり方ができるんだから、別に事前に協議ができるんじゃないのかな、会議開くことができるんじゃないのかなと、その1件を参考に考えるとね。そう思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ちょっと分からぬ部分があつてお聞きしたいんですけども、日切れ

法案が改正にならないで4月1日になった場合は、どういう事態になるのか勉強なので教えていただければ。

○議長（三浦清人君） 改正にならない場合は何も議論する必要がなければ（「違くて」の声あり）そういうことではなくて。これをやらないと町の支障があるかどうかということ。局長。

○事務局長（男澤知樹君） まず、今野議員のほうから例えば地方税法の改正で基準日というのも変なんですけれども、4月1日を基準にして行政年度ですね。多くの税制度が構築されておるようでございます。例えば、4月1日に税率を例えば住民税の均等割りを課税、若干税率をいじりますと、それは4月1日基準ですよとか。例えば、たばこ税の本数、税率が若干変わります。4月1日から上がりますよというのが多いようあります。それを例えば4月5日とかに議決してとか10日とかに議決して、4月1日に遡って上げるというのは不利益不遡及の原則からできないとそれは違法なんですね。上がる場合は、4月1日に法律がそうなっているから5日とか10日に町で議決したのに遡ってやるというのはできないということなので、法律上これは違法でございますので、やらないとそういう問題が起きる可能性があるということはお伝えできるのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 分かりましたか。やらないと何が困るのかという質問なんだよね。法律が決まったのに我が町だけがその法律に乗らないというか、やらないということになるのは困るんですね。それしか言えませんな。今野雄紀議員。

○9番（今野雄紀君） その罰則というのが私分からなくて、補正みたいにして遡って適用ということはならないということなんですよね。例えば、それが上がった場合とさっき言ったんですけども下がった場合も同じなんですか。

○議長（三浦清人君） 不利益の原則ではない下がった場合の話。事務局長。

○事務局長（男澤知樹君） 下がった場合についてどうだということは書いてありません。ただ上げることは不利益不遡及原則からしてこれは認められないということがございます。結果そういうことが起きたとした場合ですよ、当初予算は結局前提として組んであるわけなので、予算が不足するとか理屈からいくと、いろいろさまざまな諸問題が出てくるのかなと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） さっき出ていた、いわゆる公務員給与の改定などの場合、さっき話に出た閣議決定すればどうなんだというような話出ていましたけれども、私個人的には閣議決定というものは、以前にも取り下げた例もありますから、閣議決定で地方議会が議会を開い

て議論というのはちょっと早いのかなという感じがして。国会を通過すればそれで充分できるのかなという感じがするんですけども、その辺まで議論を決めて詰めていくのかどうか。後、今局長から説明あったとおりでいわゆる地方税法の改正とは4月1日から実施するためにはやっているものだと思いますので、その場合は専決もやむを得ないのかなとさらに強く感じました。

○議長（三浦清人君） 閣議決定でね。その町々の判断だと思うんです。私言ったのはそういうところもあったと、ボーナスのカットの時はね。結構な数、市町村が5月30日に臨時議会を開いてその条例案を議案として決定したという経緯が去年の5月かな。11月だ。ごめんなさい。冬のボーナス11月30日にやったということを言っただけであって、どれが正しい、それが違法かというと違法ではないんですね。それは認められていますので。ほかに。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 日切れに関しては認める以外ないと言いますか。認めるのが一番町民の福祉向上に資する選択なのかなと思っております。日切れを認めるということを議会として意思表示をするということは、逆に議長がおっしゃったこととか、他の閣議決定をもって地方議会も議論すべきではないかとか。たぶん高橋議員がおっしゃっていたのは消費税が上がる上がらないの話が国会で決まっていないのに、町の条例は消費税上がったという設定で条例改正するのはいいのかという話が前あって、私も記憶しているので、そういうこと議論の余地はあると思うんですけども、3月31日に決まった法律を4月1日から変えなければいけないというタイミングで毎年議会は3月31日には必ず開くということにしておくほうが、逆に議論して、その1日しか審議時間がない中で国で決まったことを地方議会がそれに反してやっぱりその税制おかしいという議論をする余地が逆にないと思うんですね。であれば、どういった変更があるのかということは事前に全員協議会が開かれて当局から説明を受けています。前回も受けました。その時は質疑はありませんでした。4月1日からその日切れの専決処分をして、その報告は議会に対してあるわけですよね。承認を求めるという声があるわけですので、この選択をすることが議会と当局のバランスとして今非常に適当なのではないのかなと個人的には考えます。専決処分はなるべくなくしたほうがいいというのはまさにそのとおりだと思いますが、その唯一と言っていいくらいの例外がまさに1の②だと思いますので、私はこの日切れ等の改正に伴う条例に関しては、専決処分を認める以外にないというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番と11番さんのお話は何も認めないというお話ではなかった

と思うんです。（「認めるですよ」の声あり）10番と9番だ。原則的には何のために通年会期かというお話だったと思うんで。ほかに。ないですか。日切れについては認めるという方向でいいですかね。解釈して。（「はい」の声あり）

そのようにしたいと思います。

次に、2の地方自治法第96条第1項第2号関連で局長のほうから説明いたします。

○事務局長（男澤知樹君） 地方自治法第96条第1項第2号関連でございます。解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関することについての検討でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） ということでございます。この件に関して、皆さんのお伺いいたします。中身の質疑でもいいですよ。前回、執行部のほうからいろいろと説明はしていましたけれども。思い出しましたか。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 議長も何も意見がないまま進めるのもあれだと思いますので。選挙に関してはいつ起こるかというか選挙になるかというのは分からぬわけありますので、ただ必ず執行しなければいけないことですから、当然といいますか私としては専決処分を認めるべきかなと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 議会の解散とか決議についてのその予算を専決で町で決めるというような話なんですが、方法として予備費とか財調からいったん出してというような形の方策はとれないのか。この方法は町の選挙制度に関してこういったことはできないのか。その予算ですね。その辺どうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） 予備費とか財調のお話が出ました。まず財政調整基金を入れてと、要は国のお金が来るまで間という意味だと思うんですけれども、まず財調を入れると歳入財調ということであれば歳出として事務経費ですか、選挙執行経費は組まなきやいけないので財調を入れるイコール予算を組むということでございます。で、予備費というお話がでました。予備費につきまして自治法で規定はされております。予備費はあくまでも当初想定しなかった不測の事態が生じた場合にその不足に充てるというのが、そもそも予備費としての考え方でございます。今検討に上がっている部分につきましては、結局規定の予算に全く何もない、何もない部分について予算措置をしなければいけないという場合において予備費、当初想定していたけど事業の経費として若干不足するんだという部分について予備費を充て

るというのは考え方として、そもそもとしてありますので、全く何もないところにドカンと予備費というのは予備費の使い方としては、違法ではないでしょうけれども、適當とは言いかねるという考え方の中で突然生じた選挙の経費については補正予算をこれまで町は専決処分してきたと179条でしてきたということなのかなと思っております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野議員。

○9番（今野雄紀君） 今、局長より突然生じた予算が必要ということなんすけれども、本来通年議会ですと理由がいとまがないというそういう表現でこれまでやってきましたけれども、先ほどの②の日切れの場合は、それこそいとまがない状態だと思ったんですが、今回2番の選挙費に関しては、例えば解散して、その次の日から予算というか必要な事態に生じるのかどうかその点もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） 衆議院の例で言いますと衆議院が解散されましたといった翌日に選挙管理委員会が招集されるのは通常でございます。この選挙管理委員会、選挙管理委員を呼んで招集して会議を開くという限りにおいて当然ながら報酬、費用弁償等がかかるまいりますので、通常解散の翌日から支出負担行為が始まるということでございます。解散してからしばらくの間があって、それから予算を伴う動きが始まるのかということであればそうではないというのが通常でございます。

○議長（三浦清人君） お分かりですか。9番さんの専決処分という内容あくまでも招集するいとまがない、それから軽易のものと予算的にね、ということからするとどうなんだという御質問かなという、疑義があるということでよろしいですかね。ほかに。星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） いとまという部分ではいろいろな考えがあると思うんですけども、一定程度国なり県なり決まりきった予算で議会で議論をしてどうなるとか増減が出るとかそういういたものでもなくて、一定程度決まりきったたぶん財政出動なのだろうと思いますので、そういういた面で検討をすればこれも認めていいのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 決まりきっているんです、全てがね。この件だけではなくて。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 議員の揚げ足をとるわけではないんですけども、そういういた先ほど議長が言ったような決まりきったことをということでこういった専決はじめ、あれしていたら我々議員の存在というかそこが危ぶまれるような気もするんですけども、ただ従来なら決まりきったということでやってくるんでしょうけれども、今回通年議会になってやはりそれ

なりの何かを見直していく必要もあると思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。後藤清喜君。

○14番（後藤清喜君） 私は、結論から言えばこのままで専決処分よろしいかなと思うんです。

なぜならばと言うと、やっぱり執行部の事務執行がスムーズにできるようにするために必要なこと。ただ皆さん通年会期を取り入れたから何もかにも議会で決めなければいけないと、そうではなくて、やはり執行部が仕事をしやすいようにというのもいいのかなと。以上です。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 14番後藤議員も認めてもいいのではないかということですが、そもそも振り出しに戻るようで大変恐縮なんだが、そのいとまがないというのはどういうことなのかということを深く考えている次第であります。そのいとまがないという要因は議会が成立しない。そしてまた議長として招集をした場合、議員ね、議員がそれに応じて、また、なんて言つたらいいのでしょうか。応じたにもかかわらず定数に達していない、基本的なところですけれどもね。したがってそれに伴いまた議長が出席の催告をしても半数に至らなかつた場合が一つの原因。今言った成立しない。それから何点かあるわけですが、かいつまんで申し述べますと、町が町長がいわゆる今言った議会を招集するいとまがないということが、もっとほかにもありますよ、そういうものを積み重ねて鑑みますと議会の論ずる場がなくなるのではないか。通常これまでの議会の中での、そのいとまがないのとでは違つて通年議会、いわゆる通年会期の中でいとまがないというその文言が適正に受け止められないのではないかという思いを持っておりましてね。私も全てが否とするものではありませんが大枠でそのように考えて今日一言申し添えました。以上であります。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀君

○9番（今野雄紀君） 先ほど前議員にも執行部が動きやすいようにという意見があつたんすけれども。やはりこういった案件ですとこの場で決めるのもいいんでしょうけど、せっかく通年議会になってこういったこともまな板に上がってきたということは、やはりある程度やってみて不都合というか、そういった確認等も今後専決を認めていく上で私必要じゃないかと思うんですけども、やはりこれも先ほどの日切れと同じように選挙執行に障害というか支障が起きるかどうかその辺確認をお願いしたいんですけども。

○議長（三浦清人君） この件にですね。2番目については、いろんな御意見がありますので継続して検討していきたいと思いますがいかがでしょうか。いいですか。（「はい」の声あり）

この件につきましては、今後も継続して検討してまいります。

次に3番目の地方自治法第96条第1項第5号関連を局長のほうから朗読させます。

○事務局長（男澤知樹君） 地方自治法第96条第1項第5号関連でございます。議会の議決を得た工事又は製造の請負の契約について、契約金額の5%以内かつ500万円以内の増減の変更契約を締結すること。御検討よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 3番目であります。先ほども申し上げましたけれども、原案のまま認め、内容を修正して認める、全く認めない、あるいは継続して検討していくという4つの方法であります。皆さんの御意見を聞かせてください。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 3番につきましては、議会の議決を得た工事又は製造の請負の契約についてということですので、やはり一回議会で議決になったものを専決ということははなはだいかがなものかなと思います。まして500万円以内の増減とありますけれども今工事をしているのは億単位の工事ですから、かなりの額になる500万円以上のものも往々にしてあります。大きくなると億単位のものも数字が出てきます。しかし今後これからはそのような大きな工事が出てくるのが少ないかと思われるんです。そうしたことからも通年議会しているものですからこれは認められないんじゃないのかなと思われます。

○議長（三浦清人君） ほかに。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私は認めてよいかなと思っております。前回のお話した時に議長の指示で他の県内の議会の事例で専決処分どういった内容で認めているのかということを一覧で資料をいただきました。その中で5%または500万円もうちょっと大きい金額にしていたり、小さい金額にしていたりという事例ありますけれども、一定程度工事の変更があった場合に工事そのものはしっかりとやりなさいということで議会での審議を経て契約を結んでいる内容ですので、それの一部を変更するということが不測の事態によって生じた場合にそれを専決処分を認めるということは当局の権限を認める軽易な変更というのに十分含まれると思いますので、私は認めていいかなと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） この契約金額の5%という考え方なんですけれど、どういったところからくるのか、いろんなあれがあるでしょうけれども、以前ですと消費税が変わるそういう時期がありました。そういう時でしたらこういったことも可能かと思うんですけども、やはりもし専決を認めるんしたら私はパーセントとかは除いて金額でいったほうがわかりやすいんではないかという思いがしています。そこで工事完成させるのは重要でしょうけど、

こういったことを認めていると以前の防潮堤工事でもありましたけれども、一生懸命工事をさっている方とか設計している方には申し訳ないような気がするんですけれども、安易な変更をさせる可能性もあるんではないかと思いまして、やはりある程度の金額をベースに専決を認めていったほうがいいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町の財源、税収とか今後減っていく中で、果たして 500 万円以内とか 5 %以内とかこれで専決を認めていいのかと言うと、私は町民の意見を聞いたりすると私は違うと思います。行政の都合とか建設会社と行政の中の相談のうえでの増額とかその辺に関しては、やはり議会に通してその意味を議員の皆さんに伝えてこれを議論すべきだと思います。この 500 万というこのパーセントではなくて 500 万という数字がやはりもうちょっと極端に言えば 200 万以内とかそういった形の金額をここで下げるに意味があるんじゃないかなと思います。そうすると行政のほうでも増額 200 万というようなことに関しては、工事内の中で建設会社との協議になかで何かを減らすとか一部分削減しても対策に問題はないのかというような形の議論も請け負った建設会社と町のほうで協議をすることもでき、この辺で削減できる部分かなと思いますのでこの金額だけを下げるべきだと思います。また 5 %は削除したほうがいいのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） パーセントの話になりましたので、パーセントを逆になくすと例えば 1 千万円くらいの契約だったものを 500 万円まで認めるという話になると 50 %ですよね、金額のみでしばると逆に工事にとって重大な変更をも専決を認めてしまうということになると思いますのでパーセントは決してはずすことはできないと私は考えています。それと数字の話になりますと極論とすれば 1 円から変更する時は必ず議会にかけろという話に当然なると思うんですよね。それが本当に現実的なかということをもう一度冷静に考えていただきたいと思うんです。変更するということは必ずしもというか全て理由があって変更するわけで、5 %以内、500 万円以内だからなんとなくここはもうちょっと安くしていいんじゃないかな、下げようとか、そういう契約はそもそもないわけで、理由があって変更すると、現場を止めてまで議会を開くまたは議会を開くタイミングを待って議決を経てから工事に着手するということで不利益を被らないかということを冷静に考えていただきたいと思うんですね。

○議長（三浦清人君） 5番、執行部じゃないんだから。冷静に考えてくれとか。皆さんそれぞれの考え、意見を聞いているんですから、そういう話はやめてください。執行部じゃないん

だから。

○5番（後藤伸太郎君） すいません。そのように聞こえたのならお詫び申し上げます。パーセントの話は外せないんじゃないかというのは私の主張ですね。認めるべきだと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。何回でもいいですよ。今野雄紀議員。

○9番（今野雄紀君） 私、同僚議員の賛同も少し得たのでもう少し。金額に関してなんですが、やはりパーセントよりもある程度さっき200万円という数字も出ましたが、低い金額で専決を認める事によって、より小規模な工事なりなんなりの執行というんですか、町民の方に身近なやつが可能になるんじゃないかと思いまして、こういったところを金額の変更をしたほうがいいと思います。

○議長（三浦清人君） それでは、この件につきましても継続して検討してまいりたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのようにいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開をいたします。

3番まで終わりましたので、次に4番、地方自治法第96条第1項第8号関連であります。では、局長、朗読してください。

○事務局長（男澤知樹君） 8号関連です。朗読いたします。

議会の議決を得た財産の取得（動産の取得に限る。）について、その取得価格を5%以内の範囲内で増減させ、当該財産を取得すること（数量に変更が及ぶ場合を除く。）。

以上についての検討でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 1回目はこの財産ということで、動産の取得という括弧書きがなくて、2回目で出てきた言葉であります。不動産も動産も一緒ということで、1回目はね。2回目に、この動産に限るという文言が入っております。

これについて、皆さんの御意見を伺います。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 提案どおり、認めてよいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今度の場合は、前回と違って動産ということですけれども、どういうも

のが想定されるのか。その辺、まずもってお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 読んで字のごとく、動く財産ということになると思いますが、土地とかは不動産ですよね。あるいは車とか。（「動産です」の声あり）車は動産。

○7番（及川幸子君） 動くものは車。

○議長（三浦清人君） 動産に限るだから。不動産は今言ったように、土地とか建物。動産は今言った車とか、そういうものが財産ね。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ということは、議会で一度議決になって、例えば1,000万円で買いますよということになりました。しかし、その後において額が変更、増減、5%以内で変更になりました。そうした場合、議会の議決を得ないで専決することを認めてくださいというような内容に、私は解します。そうした場合、やはり議会というもので一度決めたことですので、これもやはり軽易なものとは受け入れ難いですので、専決処分に値しないというような解釈に私はしたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。

前回説明の中で、消費税のアップとかあった場合の説明があったかと思うんですが、これは国が定めた消費税ですから、町のほうでもそれに従っての条例改正という形になるわけあります。私、議長としての考え方は、この全ての動産ではなく、そういう国の中の法律、要するに消費税であれば認めるというような文言を付け加えることでどうなのかなという感じはいたしておりますが、いかがでしょうか。村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 私は軽微なものということをありますし、やはり何が起きるか分からぬ現実がありますので、そういう余裕を持った、きっちりとした考え方の中でやられるということで、私はこのとおりでよろしいかと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私はこの5%以内の範囲内ということに関しては、例えばなんですかとも動産を取得する際に、入札等あった場合に、その次点の方が5%以内とかで次点になつた場合に、この何となくこの不利益というかを被るような気がするので、あまり認めないほうがいいと思います。

○議長（三浦清人君） それでは、この件に関しましても継続して検討してまいりたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）では、それをさせていただきます。

次に、5番目の地方税法第96条第1項第12号・第13号関連を説明をいたし、朗読させます。

局長。

○事務局長（男澤知樹君） まず、①番の部分でございます。

①60万円以下の金銭の支払いを求める場合における訴えの提起及び和解に関する事。

よろしく御検討をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） では、5の①について皆さんの御意見をお伺いします。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 提案どおり、認めてよいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この60万円という数字ありますが、これというのは、例えば町が管理する道路の破損とか、この和解というのは裁判に関してかかった経費とか、あとは職員の交通事故の保険の関係だとか、そういういろいろ考えられるんですが、どういった内容を指してこの60万円という数字が出てきたのか。その辺だけ教えてください。

○議長（三浦清人君） これは今日聞くのではなく、前回聞いてもらえばよかったのにね。その60万円の根拠でしょ。内訳、内容ね。ここに掲げている訴えの提起及び和解に関する事ということですから、これは何回か確認していると思うんですが、事故の損害金も含まれている。それも和解だな。局長。

○事務局長（男澤知樹君） 若干、分かる範囲で御説明させていただきます。

この60万円という金額の設定でございますが、訴訟には通常の訴訟のほかに、少額、少ない金額、少額訴訟という制度があるようでございます。少額訴訟という手段に訴えるという場合の金額が、60万円ということで定められておるようでございます。金額が60万円以下の債権をなかなか民民では回収できないといった場合に裁判に訴える、その場合は少額訴訟制度ということで、基本的に1回で終わるというような制度がございます。その金額をイメージして、当局は60万円以下の通常の訴訟とか、少額の訴訟、いずれについても、金額の小さい場合は専決の指定をお願いしたいという依頼でございます。

それで、訴えの提起でございますので、例えば道路の穴ぼこが空いていてということとかは通常は相手が訴えて、町が被告になってというのはあまり想定されていなくて、それはこの②番の損害賠償の部分で議決案件になってくるのかなと。あくまで、この①番で想定されておるのは、例えば税以外の債権ですね。町営住宅の使用料がなかなか回収できないとか、あとは給食とかですか、要は法律に基づかない債権の部分の回収でかつ少額の場合について、専決の検討をお願いしたいという趣旨でございました。加えて、その場合の和解、最終的に和解とかということになった場合の和解についても、議決案件でございますけれどもというのが、当局の依頼の趣旨のようでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私はこのお金が発生するに当たって、その内容がどういったもので、町から専決でお金を出すことに何の問題もないかということを、ちょっと疑問視しています。その辺の議論を議会で、少額であっても60万円といったら一般の人たちにとっては高い金額なので、そういう少額であっても議会でこういった問題でこのお金を請求しますとか、そういう形のことは、やっぱり議会の中で議論すべき内容ではないかと私は思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 一応確認なんですかけれども、また議長に言われそうですが、①②含めてなんですかけれども、ちなみに前頂いた資料には最高額とか賠償額出ているんですが、ちなみに当町において、こういった事案というんですか、頻繁に起こっているんだったら、こういった専決も必要でしょうけれども、そのところの確認。頻繁に起こっているのか、それともあんまり起こっていないのか。その点の確認を、もしお分かりでしたら。

○議長（三浦清人君） 実例。これまでに上がってきてるわけですね。あればですよ、あればないんでないかな。（「では、もう一回」の声あり）何回でもいいですよ。

○9番（今野雄紀君） 専決する上で、1年間にこういった事例が10回も20回も30回も起きてるというんでしたら、専決でよろしいんでしょうけれども、年に、それも何年に1回とか、そういう確率ですと専決の必要がない。通年ですので、議会が開けるんじゃないかと思いますので、そのところのお伺いでした。

○議長（三浦清人君） ほかには。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ①のほうなんですかけれども、今お伺いしますと、税関係、家賃、保育料などの滞納をした場合、それらを今よその町の市なんかですと、弁護士さんを入れて取立てなんかやっているところもありますけれども、どうしても取立てが不可能な場合は、そういう訴訟を起こして取るというような方法も今後これに該当するのかなという、先ほどの説明で伺いました。そうしたことを考えると、やはりここは60万円という額は、税とか保険税なんかも1年分滞納すると、この額になる可能性があるんです。家賃もそうです。そうした場合、やはりこういうことは迅速にしなければならない部分があるので、①については私は賛成したいと思います。

それから、②においては。（「まだ」の声あり）①については賛成。

○議長（三浦清人君） 今、①ね。

○ 7番（及川幸子君） はい。そういう意味からして、賛成したいと思います。

○議長（三浦清人君） 賛成なの。

○ 7番（及川幸子君） はい。

○議長（三浦清人君） 先ほど、税とか国保税とかね、それは入りませんよ、これには。あくまで住宅費とかそういったやつを示しています。税外。ほかに。

では、これはこのままでよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、①については60万円以下の金銭の支払いを求める場合における訴えの提起及び和解に関することは、この文言どおりということにしたいと思います。

次に、同じ5番の②です。では、局長。

○事務局長（男澤知樹君） ②法律上その義務に属する損害賠償について、1件100万円を超えない範囲内において額を定め、及び和解すること。

御検討よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これについて伺います。後藤伸太郎君。

○ 5番（後藤伸太郎君） 提案どおり、認めてよいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○ 7番（及川幸子君） この件については、1件100万円を超えない範囲内とありますけれども、額にこだわらず、やっぱりその原因となるものが何だったのかというのは原因解明も必要だと思われますので、むやみにこれは専決してはならないと思います。損害賠償ですからね。

○議長（三浦清人君） ほかに。千葉伸孝君。

○ 4番（千葉伸孝君） この問題に関しては、職員の公用車での事故とか、今までそういったことを議会の中で議論したことがありました。そのときはたしか専決じゃなかったような気がするんですけども、そういう職員が自分の不注意から公用車を傷つけた、相手方の車を傷つけた、それに当たってこの和解の補償というような面は、この内容にもよるのかなと私は思います。役場の公用でもって、こういった事故で和解ということに関しては、その内容が確かに町のほうでこの和解金を払うべき問題なのかというのは、その事案によって私は違うと思うので、この辺も含めて専決で決めていくというのは、執行部側の思いどおりにしかならないと、この辺はこうしよう、ああしようというような形で、町民の考え方とか議員の考え方方にそぐわない部分も多々私はあるのかなと思いますので、この辺は専決しないで議会に諮るべきだと私は思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。

では、この②につきましても、継続して検討してまいりたいと思います。よろしいですか。  
(「はい」の声あり)

次に、6番と7番ですが、これは広域連合あるいは一部事務組合の関連でありますので、これ一括で皆さんの御意見をお聞きしたいと思うんですけれども、いいですか。（「はい」の声あり）6と7。では、そのように進めます。局長。

○事務局長（男澤知樹君）朗読いたします。

まず、6番でございます。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減もしくは一部事務組合において共同処理する事務の変更又は一部事務組合の規約の変更に関する事務の変更

7番、広域連合を組織する地方公共団体の数の増減もしくは広域連合の処理する事務の変更又は広域連合の規約の変更に関する事務の変更

よろしく御検討お願いいいたします。

○議長（三浦清人君）それでは、皆さんの御意見を聞かせてください。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君）提案どおり、認めてよいかと思います。

○議長（三浦清人君）ほかに。星喜美男君。

○11番（星喜美男君）当初は財産の処分に関する事務の変更

ども、それがなくなったということで、これを認めてよろしいと思います。

○議長（三浦清人君）ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君）伺いたいことがあるんですけれども、ただこの一部事務組合も広域連合も、南三陸町小さいながらも入っておりますけれども、これを専決でやるとなると、万が一その会から外れるとか、今後そういう、何かいつの間にか専決でやっているうちに、中からこう外されるといった、そういう危険があるのかどうなのか。これを今ちょっと規約の変更などもありますけれども、その辺はどうなのか確認をお願いいたします。

○議長（三浦清人君）ほかに。よろしいですか。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）この件につきましては、いとまはないには該当しませんよね。私はそう思います。以上です。

○議長（三浦清人君）改めて申し上げるわけではないんですがと語りながら申し上げますがね、我々に与えられた最大の権限である、この議決権ですよね。専決処分ということになると、その権限、考え方によっては放棄をするという解釈にも取られかねない案件であります。その辺のところをよく皆さんも理解して臨んでいるかと思うんですが、ただいまの高橋議員が

言うとおり、果たしていとまがないのかどうかという。ただ、いとまはいっぱいあるんです。通年会期ですから。ただ、それを議会の議案として、我々が議決しなくてもいいのかということなんですね。その辺のところをよく考えていただきたいと思います。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今議長がおっしゃったことを前提に考えると、会議を多く持ったから、執行部が、執行する側の障害になるというようなことではないと思います。会議を多く持つことによって、どのようにスムーズに執行していったらいいのか、そういうことも執行サイドはいろいろと考えてくるのではないかと。それこそが活性化、あるいは充実した行政執行になるのではないのかなと、そんなところも思っておりましたので付け加えます。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 私は、それぞれの意見を確認しましたが、であれば継続をしてみてはどうかなと思います。

先ほど申し上げましたように、一言申し加えますけれども、いわゆる専決処分を濫用ということも、今議長のお話等もお答えに重ねたわけでありまして、これは継続をして、また協議をしてはどうでしょうか。私の思いであります。

○議長（三浦清人君） それでは、この6と7についても継続して検討したいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）  
では、そのようにしたいと思います。

それでは、全ての協議が終わりました。ただいまの協議結果を基に、議会の委任による専決処分事項の規定を定めるための事務手続を進めてまいります。なお、本日結論が出なかった項目につきましては、後日継続して検討することしたいと思います。

これで、議会の委任による専決処分事項についてを終わります。

次に、その他として何か皆さんからございますか。なければ、事務局から。

○事務局長（男澤知樹君） 1点だけでございますが、過日、議員の皆様と確認をさせていただいた、緊急事態宣言が出ている間、その出ている地域に行く場合、行った場合は事務局に連絡をくださいと、もし議員が行かれた場合は、1週間は議会の会議への出席は自粛をお願いしますということは、共通認識として持ったところでございますが、現在3月7日までということで首都圏をはじめ、緊急事態宣言が継続されておりますので、この際この間の申合せについては、3月7日までということで確認をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 今の件につきまして、何か聞きたいことはありますか。なければ、その

他を終わります。

本日予定した事件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、南三陸町議会全員協議会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時41分 閉会